

**A-27** 消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しない限り、その基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税期間については、自動的に簡易課税制度の適用を受けることになります。なお、その基準期間における課税売上高が 5,000 万円を超える課税期間については、実額により課税仕入等に係る消費税額を計算することとなります。

なお、その後再びその基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下となった課税期間について改めて消費税簡易課税制度選択届出書を提出する必要はないこととされています。

平成 21 年については、その基準期間（平成 19 年）における課税売上高が 5,000 万円以下ですので簡易課税制度を適用して課税仕入等に係る消費税額を計算することとなります。平成 22 年については、その基準期間（平成 20 年）における課税売上高が 5,200 万円を超えていますから、簡易課税制度は適用できず、実額により課税仕入等に係る消費税額を計算することとなります。

しかし、平成 23 年は、その基準期間である平成 21 年の課税売上高が 4,800 万円を超えていますので、再び簡易課税制度を適用して、課税仕入等に係る消費税額を計算することとなります。